

相模原障害者施設殺傷事件から何を考えるべきか

平成28年7月26日未明、神奈川県立津久井やまゆり園において、元職員が入所中の知的障害者を襲い、19人が死亡し20人を超える方々が負傷した大変痛ましい事件がありました。容疑者は事件前、衆議院議長に宛てて障害者の大量殺害を予告するような手紙を渡し、「優生思想」にかぶれたような言動をしていたとのこと。この事件で真っ先に思い出されるのは、平成13年の児童8名（1年生1名、2年生7名）が犠牲になり、児童13名・教諭2名が傷害を負った大阪教育大学附属池田小学校の事件です。これがきっかけとなり、平成15年に「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」が制定されました。事件前に犯人の措置入院歴があることも共通しています。

早速、厚生労働省は平成28年8月「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」を設置し、措置入院のあり方、解除の判断や解除後の支援体制、警察・関係団体との連携などを再検証し、平成28年9月には再発防止に向けて措置入院の運用などの中間とりまとめをしています。また、平成28年度厚生労働科学研究費補助金事業「精神障害者の地域生活支援を推進する政策研究」では、新たな分担研究班として、「措置入院患者の退院後における地域包括支援のあり方に関する研究」が構成され、措置入院患者の入院措置解除後における地域包括支援のあり方を検討する予定です。これとは別に、平成28年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「精神科救急体制の実態把握及び措置入院・移送の地域差の要因分析に関する調査研究」では、措置入院、医療保護入院移送の地域差の実態の把握と要因分析を行うことになっています。

措置入院にあたっては、さまざまな問題が指摘されています。筆者の経験では、統合失調症に罹患した青年男性が交際相手を殺害し、自分も胸を

刺し血気胸になって総合病院精神科に入院した際に、措置入院とはならず父母がいるのにもかかわらず市長同意となり、その後、医療観察法に移行した例がありました。これは自傷他害のおそれの最たるもののはずです。厚生省の統計では、地域によって措置入院数にバラツキがあり、精神保健福祉法第23条の警察官通報があっても、指定医診察がほとんどなされない地域もあります。措置入院に該当する病状又は状態像、事象行為又は他害行為のおそれの認定に関する事項は「精神保健福祉法詳解」（中央法規）に記載されているにもかかわらず、運用面では全国一律ではないようです。また、措置入院の「他害」については、精神科病院が関わるできないような例もあるかと思えます。措置入院者の出口の対応も必要ですが、入り口での適応についてもっと検討されるべきです。是非弁別能力が障害されていないのであれば、もっと司法・行政が関与すべきではないでしょうか。

今回の事件では報道のあり方にも問題がありました。警察は犠牲者の実名公表をしていません。犠牲者の人数と性別のみです。障害者への差別や偏見に苦しむ遺族の要望を受けての異例の判断だそうです。われわれは、新聞等の犠牲者の顔写真や氏名を見て、その人のこれまで歩んできた人生を思い浮かべ哀悼の意を表します。実名の公表がないと、その人の人生がまるでなかったかのようで、障害者に対する差別そのもののような気がします。これでは、平成28年4月に施行になった障害者差別解消法の目的に合致していません。

さまざまなことを考えさせられる事件です。犠牲者のご冥福と被害にあった方々、施設の職員の方にお見舞い申し上げます。事件が、医療観察法、措置入院制度の抜本的な見直しの契機になり、障害者差別解消法が実際の社会に根付くことを切に願います。